

発議第1号

岩出市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案について、地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成28年12月13日

(提出者) 議会運営委員会

委員長 吉本 勸曜

岩出市議会委員会条例の一部を改正する条例

岩出市議会委員会条例（平成18年岩出市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務建設常任委員会 8人

市長公室の所管に関する事項

総務部の所管に関する事項

事業部の所管に関する事項

上下水道局の所管に属する事項

出納室の所管に関する事項

選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項

農業委員会の所管に関する事項

請願、陳情等の審査

他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生文教常任委員会 8人

生活福祉部の所管に関する事項

教育委員会の所管に関する事項

請願、陳情等の審査

(3) 議会広報常任委員会 8人以内

市議会だよりの編集及び発行に関する事項

附 則

この条例は、平成29年2月15日から施行する。